

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第35回 仕事と介護

男女共同参画推進本部委員 大和 加代子 (59期)

1 実母の頭頸部がん発見

2014年春、私の母（当時70歳手前）に頭頸部のがんが発見された。珍しいタイプのがんであったが、先進医療である重粒子線治療を行って治療部位の状態は安定した。その後、肺への転移が見つかったが体調に大きな変化はなく、母も仕事を続け、私も事務所を移籍したり、珍しく会務をするなどますます忙しくしていた。

しかし、腰椎への転移が見つかったからは急激に体調が悪くなり、亡くなるまで約半年間、入退院を繰り返した。

末期がんで一定の状態になり、年齢などの条件を満たすと介護保険が使える、母は要介護1の認定を受けていた。病気の発覚後、母と私の家族で同居していたが、家に戻っても私は日中仕事でいないので、入院中に、病院の担当部門等の協力で、一日に2回は誰かが訪問するよう手配できた。同居家族が居る場合、家事に介護保険を使えないため、自己負担で週2回の家事ヘルパーさんをお願いした。

2 大変だったこと、仕事・育児との両立

母は、入院中、病院の食事が合わず、私は朝晩母の病院に立ち寄り差し入れをしたが、市販のもので食べられるものは限られ、普通の食事と母の食事の調理の両立が難しかった。この点は、最後まで母の気に入る食事を準備してあげることができずとても悲しかったが、この数年で市販の介護食の種類やレシピが格段に増えたようである。母の死後、後見人等として複数の老人ホームの見学に行ったが、ご飯がおいしいところも多いので、長期戦の場合は、食事の面からも施設の利用も考えた方がよいように思う。ケアマネさん・ヘルパーさんも相性、得意・不得意があるため、できれば複数の方と会った方がよい。

基本的にはフルタイムでの業務を続けつつ、一部、

事務所の弁護士に復代理や共同受任をお願いしたが、所属事務所は全員がパートナーの経費共同事務所で、事件ごとに共同受任を依頼しなくてはならず移籍したばかりで当時は遠慮があり、事案によっては普段から共同受任をお願いしていた事務所外の弁護士と共同受任することもあった。その後、主治医に余命があと2ヶ月くらいという宣告を受けた時点で、母が死ぬまでなるべく事務所に行かないで仕事をすることにした。

といっても、特別なことは、私が業務に個人の携帯の番号を使わないため、携帯電話からIP電話の番号で電話の受発信ができる契約をしたぐらいであった*1。

ただ、当時は下の子がまだ保育園で、特に入院中はお迎えに苦勞した。また、会規上「介護をしていることのみ」から直ちに会務免除は認められておらず*2、規則を改定しても良いのではないかと思った。

3 今思うこと

今となっては、電話での連絡が多い自営という特色を生かし、もっと早く介護中心の生活に切り替えることができたと後悔している。また、色々なサービスを一度に利用開始するのは大変なので、普段から家事の外注やシッターの利用などをしてゆとりのある状態を作っておくべきであった。事件関係は、育休取得等で共同受任やグループウェア（サイボウズ）などで情報共有することに慣れていたのはプラスであったのと、新件については、人に頼むにしても先立つものが必要であり長期化しないことが分かっていたため、可能な限り断らなかった。所属事務所は形式的には特段の体制はなかったが、弁護士と事務局で15名程度で人的関係が良かったため、皆さん良く状況を理解し好きにさせてくれた。体制があったとしても、周りに当事者を応援する姿勢がなければ意味がなく、移籍するなり上述のような状態になった私を見守ってくれた所属事務所には感謝の言葉もない。

*1：今はアプリでスマートフォンを内線化するサービスが複数あり、携帯電話から事務所の番号での受発信が可能となっている。

*2：当会の会務活動等に関する会規第3条第2項(1)では「…介護…により会務活動等を行うことができず、又は著しく困難な者（略）」が会務免除の対象と規定されており、会員課に問い合わせたが、当職の場合「著しく困難な者」に当たるかどうか不明のため、育児要件での申請を勧められた（たまたま1回分未使用であった）。